農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

平成29年5月17日

竹 富 町

1 促進計画の区域

別紙に掲げる地番の土地の区域とする。

- 2 促進計画の目標
 - 1 竹富町地域

竹富町は主要作物であるさとうきび、水稲、パインアップル、マンゴー、かぼちゃ、畜産に加え 熱帯果樹生産に重点を置く中山間地域である。農業競争力強化にあたっては、意欲ある農業 者が農業を継続できる環境を整え、生産効率の向上、農業の高付加価値化の推進等を図る 必要がある。

2 目標

(1)の現状、地域の特徴を踏まえ、本地域では農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1項の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に 関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
1	字上原、西表区域	法第3条第3項第2号に掲げる事業
2		

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の 実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1. 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 h a 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が 1ha 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が 1ha 以上であるときは、対象とする。なお、畦畔及び方面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

竹富町農業振興地域整備計画の区域内

イ 対象農用地

・沖縄県知事が地域の実態に応じて指定する地域

2. 集落協定の共通事項

(1) 集落協定等の公表

町長は、集落協定を認定した場合には、その概要を公表する。また、町は、毎年、集落協定の締結状況、各集落等に対する交付金の交付状況、協定による農地の維持・管理等の実施状況、生産性向上、担い手定着等の目標として掲げている内容及び当該目標への取り組み状況等直接支払いの実施状況を公表する。

(2)農業振興地域整備計画との整合性

農業振興地域整備計画と整合性が図られるよう努めるものとする。農業の振興を図るため、農用地の保全等を図る必要がある場合には、農業振興地域整備計画を見直す。

3. 対象者

- (1) 対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行うものとする。
- (2) 認定農業者に準ずる者とは、地域の実情に合わせて町長が認定するものとする。

4. その他必要な事項

土地改良通年施行に係る事業の概要、現に災害を受けている農用地の災害復旧 事業の概要及び田から畑への地目変換等必要な事項について、記述するものとす る。